

一般社団法人飛沫会 定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人飛沫会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を岡山県岡山市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第3条 当法人は、会員相互の親睦を深めると共に、国立大学法人岡山大学ヨット部（以下「ヨット部」という）およびマリンスポーツの健全な発展に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦を深めるための事業
- (2) ヨット部との交流を図るための事業
- (3) ヨット部の活動を支援するための事業
- (4) 当法人に関する遺産の収集、保存ならびに管理のための事業
- (5) その他、当法人の目的を達成するために適当と認められる事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法による。

第 3 章 社 員

(法人の構成員)

第6条 当法人の目的に賛同し、入会した者を社員とする。

(入 会)

第7条 社員として入会しようとする者は、下記会員のうち、一般会員の資格を有していなければならない。

- (1) 一般会員：ヨット部（前身を含む）に在籍したことのある者。
なお、ヨット部の前身とは第六高等学校海洋班（帆艇部）ヨット部および岡山大学ヨット部を言う。
- (2) 名誉会員：当法人（前身を含む）において会長であった者（名誉会長）、又はヨット部（前身を含む）において顧問であった者（名誉顧問）。なお、当法人の前身とは任意団体飛沫会（正式には飛はサンズイに飛）を言う。

(3) 特別会員：一般会員以外の監督、コーチ経験者で、会員資格のある者。

(4) 賛助会員：当法人の事業を賛助するために会員資格を取得した個人または法人

2 社員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより入会の申込をし、その承認を受けなければならない。

3 入会の承認を受けた者に対しては、当法人から本人に通知する。

(経費の負担)

第8条 社員は、当法人の経費に充てるため、理事会において別に定める入会金及び会費を支払わなければならない。

(任意退会)

第9条 社員は、理事会において別に定める退会届を提出して、任意に当法人を退会することができる。

(除名)

第10条 社員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の決議によって除名することができる。ただし、社員の除名の決議は、第22条第2項

(1)による。

(1) 当法人の定款、規則又は社員総会の決議に違反したとき

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) 当法人の定款、規則又は社員総会の決議に違反したとき

2 当法人は、当該社員に対し、当該社員総会の日から1週間前までに除名する旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

(社員の資格喪失)

第11条 前2条の場合のほか、社員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第8条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき

(2) 総社員が同意したとき

(3) 当該社員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は社員である団体が解散したとき

(社員の地位)

第12条 社員は、第9条及び第11条(1)(2)により、一般会員となる。

(社員名簿)

第13条 当法人は、社員の氏名または名称及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人の社員に対する通知または催告は、社員名簿に記載した住所または社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

第 4 章　社員総会

(構成)

第 14 条　社員総会は、社員をもって構成する。

(権限)

第 15 条　社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(社員総会の開催)

第 16 条　当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第 17 条　社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

2　総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(社員総会決議の省略)

第 18 条　理事又は社員が社員総会の目的事項について提案した場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(社員総会への報告の省略)

第 19 条　代表理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議長)

第 20 条　社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権の数)

第 21 条　社員は、社員総会において各 1 個の議決権を有する。

(決議)

第22条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員

(役員)

第24条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上5名以内
- (2) 監事 1名

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員の選任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第28条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

2 補欠のため選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 この定款で定めた理事又は監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 29 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

ただし、監事を解任する決議は、第 22 条第 2 項（2）による。

(報酬等)

第 30 条 理事及び監事の報酬、その他職務執行の対価として当法人から受け
る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第 6 章 理 事 会

(構 成)

第 31 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

3 理事会の議長は、代表理事とする。ただし代表理事が欠けたとき又
は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の決議により定め
た順位により、他の理事がこれに当たる。

(権 限)

第 32 条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職
- (4) その他法令又は定款に規定する職務

(招 集)

第 33 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじ
め理事会の決議により定めた順位により、他の理事が招集する。

3 理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理
事会を開催することができる。

(決 議)

第 34 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に
加わることができる理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数を
もって行う。

2 理事会の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に
加わることができない。

3 理事が理事会の決議の目的事項について提案した場合において、当
該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができる者に
限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき
(但し、監事が当該提案について異議を述べたときを除く。) は、当
該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 7 章 基 金

(基金の拠出等)

第 36 条 当法人は基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第 8 章 資産及び会計

(事業年度)

第 37 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 38 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 39 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号及び第 4 号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第 40 条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 9 章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、社員総会において変更することができる。ただし、定款変更の決議は、第 22 条第 2 項（3）による。

(解散)

第 42 条 当法人は、社員総会の決議をもって解散する。ただし、解散の決議は、第 22 条第 2 項（4）による。

(残余財産の帰属)

第 43 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 補 則

(細則)

第 44 条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、各規則で定める。

第 11 章 附 則

(最初の事業年度)

第 45 条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

(設立時の役員)

第 46 条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりである。

設立時理事

林 恭生

設立時理事

小林 伸行

設立時理事

奥谷 修一

設立時代表理事

富田 博

設立時監事

大西 勝

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 47 条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は次のとおりである。

設立時社員

富田 博

設立時社員

林 恭生

設立時社員

小林 伸行

設立時社員

奥谷 修一

(法令の準拠)

第 48 条 この定款に定めのない事項は、全て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般社団法人飛沫会設立に際し、設立時社員富田博ほか3名の定款作成代理人である司法書士河田結妃は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和7年 6月24日

[REDACTED]
設立時社員 富田 博

[REDACTED]
設立時社員 林 恭生

[REDACTED]
設立時社員 小林 伸行

[REDACTED]
設立時社員 奥谷 修一

上記設立時社員4名の定款作成代理人

[REDACTED]
司法書士 河 田 結 妃